

川崎医療短期大学倫理委員会から川崎医療福祉大学倫理委員会への 倫理審査依頼に関する申し合わせ

令和3年12月1日制定

令和4年4月1日改正

令和7年4月1日改正

川崎医療短期大学（以下、「本学」という。）倫理委員会が川崎医療福祉大学倫理委員会へ倫理審査を依頼することについて、次の手順を経て行うものとする。

- 1 川崎医療福祉大学の倫理委員会は、月1回定例開催され、各月の委員会の倫理申請書類の提出締切は当該月の5日とされる。
- 2 研究者は川崎医療福祉大学への倫理申請を希望する場合、本学事務室に川崎医療福祉大学が指定する以下の書類を提出する。ただし、学科長は、当該研究者の提出書類を事前に確認し、倫理審査申請書に検印するものとする。
＜提出書類＞
 - ①倫理審査申請書
 - ②研究計画書
 - ③説明書
 - ④研究対象者の同意書
 - ⑤研究対象者の同意撤回書
 - ⑥アンケート
 - ⑦インタビュー内容
 - ⑧その他必要な資料（アセント文書、返信用封筒等）
- 3 本学事務担当者は、本学倫理委員会委員長及び学長に提出書類の内容確認及び倫理審査申請書への検印を依頼する。
- 4 本学事務担当者は、本学学長及び倫理委員会委員長の連名による川崎医療福祉大学学長宛の依頼文とともに、研究者からの提出書類を同大学庶務課に送付する。
- 5 本学研究者は、川崎医療福祉大学事務担当者による提出書類の記載要件の確認の結果、不備があった場合は必要に応じて書類の訂正を行う。
- 6 本学研究者は、川崎医療福祉大学倫理委員会からの求めに応じて、委員会へ出席し実施計画の内容等を説明する。
- 7 川崎医療福祉大学倫理委員会からの倫理審査結果通知を受けて、本学学長が研究実施の可否を判断し、研究許可通知書により本学研究者に通知するものとする。